

壱岐市公立幼稚園及び保育所運営のあり方について(答申)

壱岐市子ども・子育て会議

平成26年11月

## ○ はじめに

本会議は、幼稚園、保育所の運営に係る諮問に応じ、壱岐市の将来を見据え、壱岐市の就学前の乳幼児教育・保育のあり方等について審議を行うため、平成24年11月に壱岐市幼保連携子育て支援検討委員会として設置され7回、その後平成27年4月施行の子ども・子育て新支援法に対応すべく壱岐市子ども・子育て会議として14回、合計21回にわたる会議を開催し、慎重に審議を重ねてきた。

本会議においては、現在3歳未満児に待機児童がいることや、各施設の入園（入所）数、集団的教育・保育の効果的な実施、施設面積や老朽化の度合、認定こども園化の可能性、実効性、子ども・子育て新支援法への対応など、就学前の乳幼児に対する教育・保育のあり方について、量及び質の確保等総合的に審議した。

しかしながら、現時点では子ども・子育て新支援法の詳細が未確定である状況での答申となっているため、今後も新制度の詳細が明らかになる都度、継続的に開催される壱岐市子ども・子育て会議において審議を継続して行きたい。

本答申は、壱岐市内の幼稚園・保育所の運営方針について基本的な考え方を示すものであり、本答申をもとに協議をお願いしたい。

### 検討経緯

当会議の審議経緯は次のとおりである。

#### ●壱岐市幼保連携・子育て支援検討委員会

##### ○第1回：平成24年11月29日（壱岐文化ホール）

- ・委嘱状交付、委員長・副委員長の選任
- ・幼稚園・保育所の運営についての諮問
- ・幼稚園・保育所の現状について

##### ○第2回：平成25年 1月17日（市役所郷ノ浦庁舎）

- ・子ども・子育て新支援法について
- ・先進地視察について

##### ○先進地視察：平成25年 2月7日～2月8日

- ・福岡県粕屋郡 アザレア幼児園
- ・二日市 だいいちこども園
- ・福岡県春日市 恵星幼稚園
- ・久留米市 江上保育園

##### ○第3回：平成25年 2月27日（市役所芦辺庁舎）

- ・先進地視察の報告
- ・今後の進め方について
- ・関連3法案に関する施設意向調査について

##### ○第4回：平成25年 5月31日（市役所郷ノ浦庁舎）

- ・新委員委嘱状交付
- ・幼稚園・保育所の在り方について

- 第5回：平成25年 7月 4日（市役所芦辺庁舎）
  - ・幼稚園・保育所の在り方について
- 第6回：平成25年 8月 6日（市役所郷ノ浦庁舎）
  - ・子ども・子育て調査票について
  - ・幼稚園・保育所の在り方について
- 第7回：平成25年 9月25日（市役所郷ノ浦庁舎）
  - ・壱岐市子ども・子育て会議の設置について
  - ・子ども・子育て支援法に関する県説明会について
  - ・幼稚園・保育所の在り方について

●壱岐市子ども・子育て会議

- 第1回：平成25年10月 2日（市役所郷ノ浦庁舎）
  - ・委嘱状交付
  - ・壱岐市子ども・子育て会議設置要綱について
  - ・ニーズ調査について
  - ・出産祝金制度について
  - ・幼稚園・保育所の在り方について
- 第2回：平成25年11月 6日（市役所郷ノ浦庁舎）
  - ・ニーズ調査票について
  - ・幼稚園・保育所の在り方について
- 第3回：平成25年12月10日（市役所郷ノ浦庁舎）
  - ・幼稚園・保育所の在り方について
- 第4回：平成26年 1月24日（市役所芦辺庁舎）
  - ・ニーズ調査の速報値について
  - ・幼稚園・保育所の在り方について
- 第5回：平成26年 2月24日（市役所郷ノ浦庁舎）
  - ・幼稚園・保育所の在り方について
- 第6回：平成26年 3月7日（市役所郷ノ浦庁舎）
  - ・幼稚園・保育所の在り方について
- 平成26年3月28日
  - ・壱岐市立幼稚園・保育所のあり方について（中間答申）
- 第7回：平成26年5月30日（市役所郷ノ浦庁舎）
  - ・委嘱状交付
  - ・ニーズ調査結果について
  - ・幼稚園・保育所の在り方について
- 第8回：平成26年6月27日（市役所芦辺庁舎）
  - ・県説明会の内容について
  - ・幼稚園・保育所の在り方について
- 第9回：平成26年7月25日（市役所芦辺庁舎）

- ・国説明会の内容について
- ・幼稚園・保育所の在り方について

○第10回：平成26年8月27日（市役所郷ノ浦庁舎）

- ・子ども・子育て見込量について
- ・子ども・子育て支援法施行時に対する市の対応（案）について
- ・条例制定に関するパブリックコメントの結果について
- ・幼稚園・保育所の在り方について

○第11回：平成26年9月30日（市役所芦辺庁舎）

- ・9月22日開催の県子ども・育て新制度説明会について
- ・制定された条例について
- ・幼稚園・保育所の在り方について

○第12回：平成26年10月16日（市役所郷ノ浦庁舎）

- ・壱岐市子ども・子育て支援計画の素案について
- ・幼稚園・保育所の在り方について

○第13回：平成26年11月5日（市役所芦辺庁舎）

- ・壱岐市家庭的保育事業等設置認可等要綱（案）について
- ・壱岐市家庭的保育事業開設・運営の手引について
- ・壱岐市事業所内保育事業開設・運営の手引について
- ・保育の実施基準実施細目表(案)について
- ・幼稚園・保育所の在り方について

○第14回：平成26年11月18日（市役所芦辺庁舎）

- ・壱岐市子ども・子育て支援法施行細則（案）について
- ・壱岐市保育所、認定子ども園及び家庭的保育事業等の利用調整に関する基準要綱（案）について
- ・保護者説明会の実施について
- ・壱岐市公立幼稚園・保育所のあり方（答申案）について

# 1. 現状と課題

## (1) 幼稚園と保育所の現状

現在壱岐市内には、公立幼稚園9園、公立認可保育所6か所、私立認可保育所1か所、公立へき地保育所6か所（うち原島・長島に分園あり）、民間の認可外保育施設4か所、事業所内保育施設2か所がある。

一部の幼稚園及び公立の認可保育所並びにへき地保育所では、定員を大きく下回った入園（入所）児童数になっている。

一方、武生水保育所などでは定員以上の申込みがあり、また年々出生児数は緩やかに減少しているにも関わらず、女性の社会進出の増加等に伴い、保育所入所希望は年々増加傾向にある。

しかし、受け入れ側の保育所においては、施設面積や保育士数に限りがあり、特に低年齢児（0歳から3歳未満児）には、保育所に入所できない待機児童も発生している。

更に保育所の一時預かりの希望も多いが、全ての希望に応えられていない状況にもある。

幼稚園に於いては、郷ノ浦幼稚園だけが3歳児から入園できるものの、他の8園では、4・5歳児のみの幼児教育となっている。

また、幼稚園でも預かり保育は実施されているものの、土曜日や春休み期間中の未実施、給食がないこと、低年齢の兄弟、姉妹児がいる場合などにより、幼稚園よりも保育所への利用申込が多くなっている現状がある。

民間の認可外保育施設等においては、認可保育所で入所可能限度数まで受け入れるため、年度当初利用は少なく、年度の後半に向かってだんだんと増えて行く傾向にあり、低年齢児の希望が多い。

壱岐市 幼稚園・保育所 位置図



## 平成26年度 各施設の入園（入所）状況

平成26年4月現在

		定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
幼稚園	郷ノ浦幼稚園	190	—	—	—	27	33	31	91
	鯨伏幼稚園	70	—	—	—	—	7	11	18
	勝本幼稚園	70	—	—	—	—	8	24	32
	霞翠幼稚園	70	—	—	—	—	16	14	30
	箱崎幼稚園	70	—	—	—	—	6	3	9
	瀬戸幼稚園	70	—	—	—	—	11	15	26
	田河幼稚園	70	—	—	—	—	15	3	18
	那賀幼稚園	70	—	—	—	—	7	9	16
	石田幼稚園	90	—	—	—	—	22	38	60
	<b>幼稚園合計</b>	<b>770</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>27</b>	<b>125</b>	<b>148</b>	<b>300</b>
認可保育所	武生水保育所	130	9	29	31	31	28	28	156
	勝本保育所	70	11	17	20	28	—	—	76
	芦辺保育所	105	12	10	18	20	14	11	85
	八幡保育所	60	—	6	6	9	9	16	46
	石田保育所	100	17	20	21	27	14	2	101
	筒城保育所	40	—	3	2	9	6	6	26
	老岐保育園	50	9	13	21	10	3	—	56
	<b>認可保育所合計</b>	<b>555</b>	<b>58</b>	<b>98</b>	<b>119</b>	<b>134</b>	<b>74</b>	<b>63</b>	<b>546</b>
へき地保育所	渡良保育所	40	—	—	—	13	5	9	27
	沼津保育所	40	—	—	—	3	6	5	14
	柳田保育所	40	—	—	—	11	7	12	30
	志原保育所	40	—	—	—	13	11	5	29
	初山保育所	40	—	—	—	2	2	1	5
	三島保育所	30	—	—	—	1	2	—	3
	(大島)		—	—	—	—	—	—	—
	(長島)		—	—	—	—	1	—	1
	(原島)		—	—	—	—	—	2	2
	<b>へき地保育所合計</b>	<b>230</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>42</b>	<b>32</b>	<b>34</b>	<b>108</b>
認可外施設	あまごころ保育園	19	1	5	7	—	—	—	13
	こどもの家	19	3	7	—	1	—	—	11
	めぐみ保育所	19	3	6	5	5	—	—	19
	ひまわり保育園	15	1	—	6	1	—	—	8
	いき・さくらんぼ	17	3	3	2	1	—	—	9
	三協事業所保育所	13	2	—	1	2	—	—	5
		<b>認可外合計</b>	<b>102</b>	<b>13</b>	<b>21</b>	<b>21</b>	<b>10</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
	<b>既存施設合計</b>	<b>1,657</b>	<b>71</b>	<b>119</b>	<b>140</b>	<b>213</b>	<b>231</b>	<b>245</b>	<b>1,019</b>

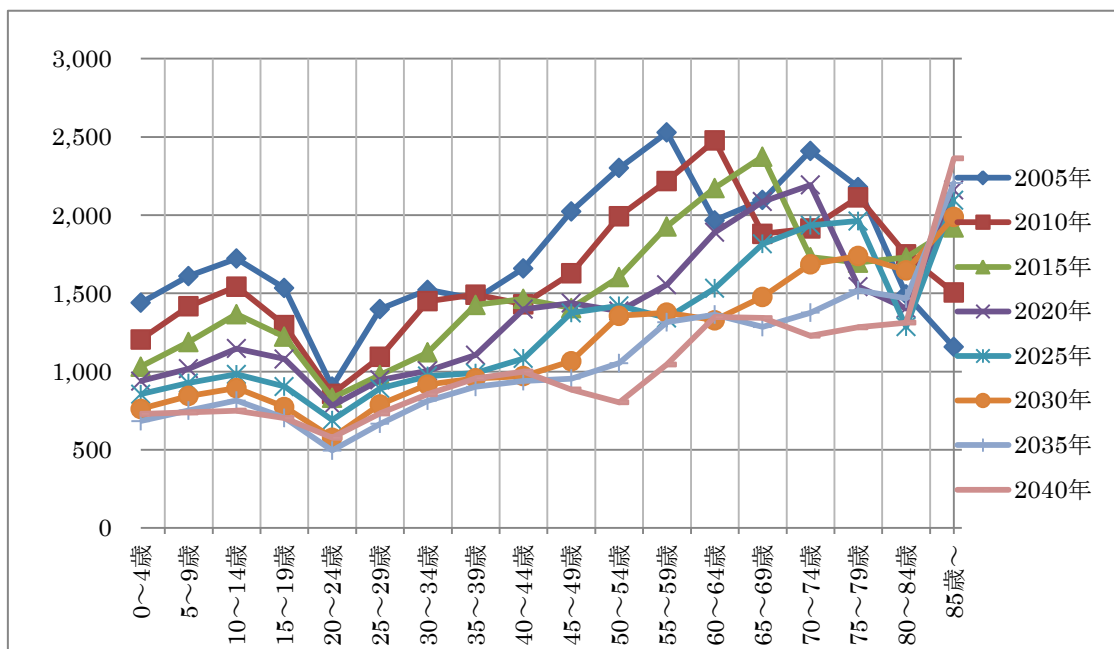
## 吉岐市の人口推計

資料：国立社会保障・人口問題研究所

担当：人口構造研究部

年 年齢	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
0～4歳	1,440	1,205	1,031	939	855	761	683	729
5～9歳	1,611	1,417	1,189	1,018	927	844	751	739
10～14歳	1,722	1,543	1,367	1,147	982	894	814	750
15～19歳	1,534	1,297	1,223	1,081	904	774	704	703
20～24歳	903	857	832	783	690	577	495	577
25～29歳	1,400	1,094	978	946	892	790	666	733
30～34歳	1,523	1,450	1,123	1,005	971	917	813	855
35～39歳	1,463	1,492	1,426	1,105	990	957	902	957
40～44歳	1,660	1,431	1,464	1,399	1,084	971	939	1,000
45～49歳	2,024	1,628	1,406	1,438	1,375	1,066	955	885
50～54歳	2,301	1,993	1,605	1,387	1,420	1,357	1,054	803
55～59歳	2,529	2,219	1,928	1,555	1,343	1,376	1,316	1,046
60～64歳	1,967	2,478	2,174	1,890	1,532	1,328	1,364	1,349
65～69歳	2,097	1,881	2,374	2,087	1,816	1,478	1,285	1,343
70～74歳	2,411	1,915	1,731	2,193	1,935	1,686	1,376	1,229
75～79歳	2,179	2,114	1,697	1,543	1,963	1,739	1,520	1,283
80～84歳	1,493	1,749	1,729	1,403	1,286	1,647	1,467	1,313
85歳～	1,157	1,505	1,922	2,160	2,095	1,988	2,205	2,363
合計	31,414	29,268	27,200	25,079	23,059	21,149	19,307	18,657

### 吉岐市の人口推計グラフ



## 2. 今後の基本理念

平成27年4月施行の子ども・子育て支援法に則り、子育ては第一義的には保護者に責任があるものの、社会全体で子育てを応援し、「子どもの最善の利益」が実現され、全ての子どもや子育て家庭を対象とした一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する事を目指す。

共働き家庭の増加による待機児童増加の解消など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化に対応し、乳幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量の確保と質の向上を目指すことが重要であり、地域すべての構成員が子ども・子育て支援の重要性に関しての関心や理解を深め、協働し役割を果たす社会を目指す。

(基本理念を実現するためのコンセプト)

- (1) 必要な認定量に応じた教育・保育のサービスの提供
- (2) 現存の社会資本の活用
- (3) 効率的な運営
- (4) 幼児教育・保育の質の向上
- (5) 民間保育施設の育成

- (1) 必要な認定量に応じた教育・保育のサービスの提供

子ども・子育て支援法によって教育・保育の必要性の区分が決定されることになるため、その必要供給量の確保と短時間保育時間8時間及び標準保育時間11時間に対応できる施設運営が必要である。

- (2) 現存の社会資本の活用

現在岐阜市内に9か所の公立幼稚園、7か所の認可保育所(公立6か所、私立1か所)へき地保育所公立6か所(分園2か所)、認可外保育施設4か所、事業所内保育施設2か所があるが、特に公立の幼稚園、認可保育所においては、国の施策に従う形で幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園への移行を検討し、市内全域で3歳児からの幼稚園教育の実施を行うとともに、より効率的な経費による現有施設の有効的な活用を図る必要がある。

- (3) 効率的な運営

現在市内の公立幼稚園、保育所については散在する各施設を、通園バスの導入などにより、各町に幼稚園型認定こども園並びに保育所を1か所ずつに統廃合を行い、効率的な運営及び、3歳以上児の幼稚園教育の充実と保育の量と質の確保を図る必要がある。

- (4) 幼児教育・保育の質の向上

環境を通して行う教育及び保育が基本とされていることを踏まえ、教育及び保育のねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成さ



れており、小学校以降の生活や学習の基盤の育成に繋がる事を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や生活態度などの基礎を培うため、保育教諭等自身が理解を深めるためにも、今後国・県で実施予定の教育・保育要領についての説明会等に積極的に参加する必要がある。

また、市内外における講習会・研修会に参加し、伝達講習会を開催するなど、官民を問わず、市内の関係施設すべての教育・保育の質の向上を図ると同時に、基準以上の施設設備や人員配置についても検討すべきである。

#### (5) 民間保育施設の育成

民間活力の活用を促進するためにも小規模保育施設の認可・確認を促進し、運営費補助等を行うことにより、認可保育所や認定こども園化を促し、保育の量の確保を図るとともに、国の施策に則り多くの市町村で実施されている民営化も合わせて検討すべきである。

### 3. 具体的な提案

#### (1) 幼保連携型認定こども園の創設

幼保連携型認定こども園を設置するには、幼児の足で安全に移動できる距離でありかつ、移動中の安全性が保たれる施設であることが認可の要件である。

壱岐市の幼稚園・保育所施設の設置状況を鑑み、石田町の幼稚園、保育所については幼保連携型認定こども園の設置を検討すべきである。

石田町に幼保連携型認定こども園を設置するには、1号認定（3歳以上・教育標準時間認定）20名、2号認定（満3歳以上・保育認定）110名、3号認定（満3歳未満・保育認定）70名程度の入所定員数が見込まれることから、早急な施設並びに給食調理設備等の整備が必要であるとともに、室外運動場の面積確保が急務であると思われる。

#### (2) 幼稚園、保育所の統合と認定こども園の創設

市内全ての幼稚園で3歳児からの幼児教育と保育の実施を実現するために、また教育標準時間（4時間）及び保育短時間（8時間）、保育標準時間（11時間）に対応する必要がある。

勝本町、芦辺町の幼稚園については、施設設備を整備しながら、勝本町は霞翠幼稚園へ、芦辺町は瀬戸幼稚園へ統廃合の検討を行うとともに、幼稚園型認定こども園を設置し、複数担任化を行い、幼児教育・保育の量の確保及び質の向上を図るべきである。

また、公立認可保育所についても、認定こども園化も視野に入れ、各町1か所に統廃合を検討すべきである。

#### (3) へき地保育所の統合について

子ども・子育て支援法の施行に伴い、へき地保育所を運営するための補助制度は、無くなる予定であり、当分の間は離島及びへき地に適用される、特例保育事業を実施する

ことになると思われる。

郷ノ浦町の各へき地保育所は、大島へき地保育所を除いて、勝本・芦辺町の幼稚園と同様に郷ノ浦幼稚園と統合し、幼稚園型認定こども園の設置を検討すべきである。

ただし、柳田、志原両へき地保育所については、郷ノ浦町へのアクセスに有利である立地条件にあることから、民間保育施設へ与える影響を加味しながら、3歳以上児を預かる認定こども園又は認可保育所、定員19名以下の3歳未満児だけを預かる小規模保育施設化も合わせて検討すべきである。

また、現行の幼稚園とへき地保育所の保護者負担額に不公平感があるため、子ども・子育て支援法施行に伴い、保護者負担額の均衡を図るよう検討すべきである。

#### (4) 通園バスの導入について

以上のように幼稚園、へき地保育所の統合及び幼稚園型の認定こども園化を実現するためには、施設設備の整備は当然のことながら、通園バスが不可欠であるため、導入の検討が必要である。

#### (5) 給食の実施について

認定こども園及び保育所での給食は、原則3歳未満児については自園調理となっているが、3歳以上児については法に則った施設及び管理体制ができている施設からの搬入も可能となっていることから、自園調理施設の整備又は学校給食センターの活用を検討すべきである。

給食の実施に当たっては、アレルギー児に対する対応が不可欠なことから平成26年4月制定の壱岐市食物アレルギー児対応マニュアルに則った対応ができるよう十分配慮が必要であること。

#### (6) 民間保育施設の育成と民営化について

子ども・子育て支援法が施行された場合、従来の私立認可保育所へ実施されていた運営費補助と同様の「施設型給付」及び「地域型保育給付」が実施されるため、民間活力の向上が期待できる。

連携施設として公立教育・保育施設の役割を果たしながら、小規模保育施設からの認可化を促進するとともに、公立施設の施設設備の整備や認定こども園化が実現した場合には、公立施設の意義と役割を尊重しつつ、国や県の方針に則り民営化の検討も行い、適切な施設運営と幼児教育・保育の量の確保と質の向上に努めるべきである。